

SMBC News Letter

“Climate Change & Carbon Finance”

三井住友銀行ニュースレター
「気候変動と排出権取引」

Vol.34

December 2010



SMBC SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION

www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html

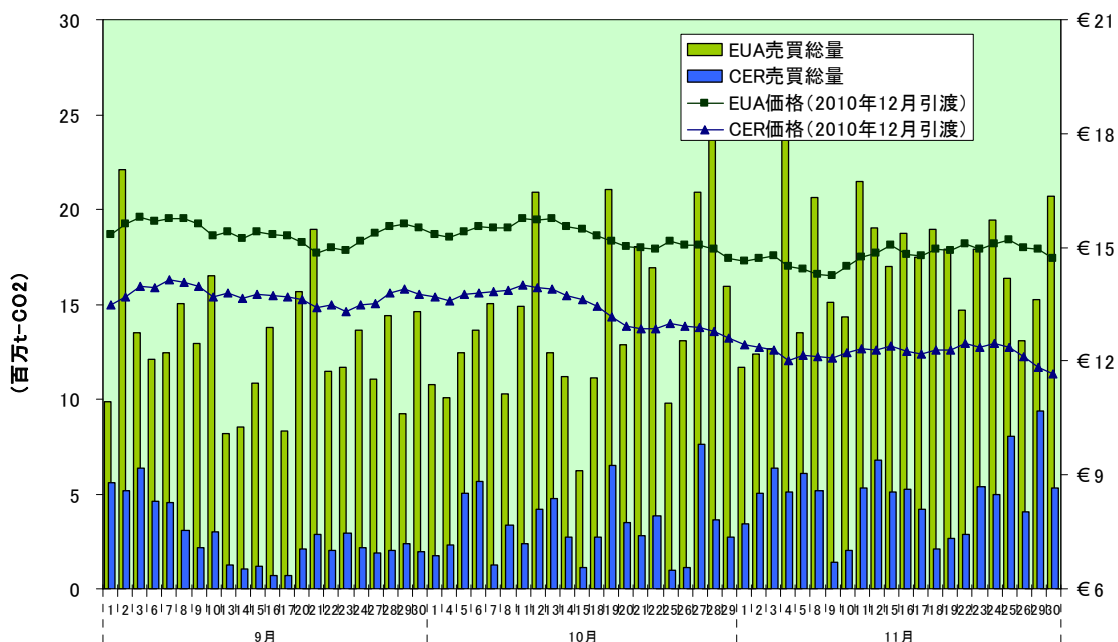
三井住友銀行ニュースレター 「気候変動と排出権取引」

SMBC News Letter “Climate Change & Carbon Finance”

Contents

1. 排出権価格情報 p3
2. News & Topic p4
3. 寄稿 ～JRI’ s EYE～ p5
東京都による排出権(クレジット)制度の動向
< *Information* > p6

1. 排出権価格情報



*EUA 価格(2010年12月引渡)とは、2010年中にEUAが各企業へ配
分され、年末に現物の企業間移動が為されるEUAの価格である。

出典：ECX公表データからJRI作成

*CER 価格(2010年12月引渡)とは、2010年末に現物の企業間移動が
為されるCERの価格である。

2010年11月の排出権価格は、第1週は下落傾向からはじまり、エネルギー価格の上昇やメキシコ・カンクンで開催のCOP16の影響で、2013年以降の排出権を早めに調達しようという動きが強まり、第2週から終盤まで上昇傾向にあったものの、欧州委員会のCER規制やポスト京都議定書先送りの見方が強まったことなどの結果から、最終週、排出権価格は下落した。

序盤の下落傾向は、EUAの取引では、複数の国で相次ぐ有償割当の競売が、供給余剰観をもたらし、CERの取引では、CDM方法論ごとの削減価値に差異を設ける制度が検討されていることが影響した。その結果、EUAは11月9日に€14.26の11月の最低価格を付けた。

CERの最低価格は11月30日の€11.66である。これは、欧州委員会がCERの利用規制案を発表したことが、予想されるCOP16の成果に対する失望感と共に、大きな下方圧力となった。同案では、2013年以降の欧州排出権取引制度において、HFC23削減CDMおよびアジピン酸の製造拠点で実施されるN2O削減CDMから発行されるCERの利用を認めないとされている。

注：排出権価格は、EU-ETSのみで利用できるEUAとEU-ETSおよび日本を含む京都議定書の目標達成に利用できるCERがあります。日本で売買されている排出権の大半がCERです。データを利用している排出権取引市場のECXにおいて、2008/3/14よりCERの取り扱いを開始した事から、2008年4月号よりCER価格とそのCER価格に影響を与えるEUA価格をご紹介します。Bluenextのspot(現物)の価格動向は、ECXのfuture・Dec10(先物)の価格動向と殆ど違いはありません。

2. News & Topic

① (2010/12/13) COP16 閉幕、カンクン合意を採択

16 回国連気候変動枠組み条約締約国会議 (COP16) は途上国支援基金の設立などを盛り込んだ「カンクン合意」を採択して閉幕したが、ポスト京都議定書等の温暖化ガス削減に関する決定は来年に持ち越された。

カンクン合意では、途上国による温室効果ガス排出削減を促す新たな検証制度や支援基金 (グリーン気候基金) の創設が明記されている。また、昨年のコペンハーゲン合意に基づき、先進国と途上国が示した削減目標・行動に締約国全体で留意することに言及するなど、京都議定書で削減義務のない米国や中国にも一層の削減を求める内容となっている。

② (2010/12/10) 日本とポーランド共和国とのグリーン投資スキーム (GIS) 実施

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO 技術開発機構) は、COP16 が開催されているメキシコのカンクンにおいて、京都議定書の下でのグリーン投資スキーム (GIS) の実施に向けて、ポーランド共和国政府との間で 400 万トンの割当量 (AAU) 購入契約を締結した。本契約に基づき、NEDO 技術開発機構はポーランド共和国政府との間で GIS を活用した具体的な割当量の移転及び環境対策事業を推進していくことになる。

ポーランド共和国の公共施設の省エネ化などに日本が資金を提供し、その見返りとして排出枠を受け取る予定だが、資金提供額などは公表されていない。

【契約概要】

- (1) 契約相手先：ポーランド共和国環境省
- (2) 購入 AAU 量：400 万 CO₂ トン
- (3) 環境対策活動：公共建物における省エネルギー・プロジェクト
- (4) 上述の環境対策活動は、実施場所における環境・地域住民への影響に配慮し、ポーランド国内における環境法令を遵守した上で、実施される。

③ (2010/11/15) 「eco japan cup 2010」受賞決定！展示、発表、表彰式

“日本発、世界の経済をエコ化する！”をコンセプトに、エコビジネスの芽を見つけ、育てるコンテスト「eco japan cup 2010」全部門の審査が終了した。

本年度の応募総数は 1,233 件にのぼり、各部門とも多くの応募が寄せられ、優れたアイデアおよび作品が集まった。本年度の受賞者が決定し、下記ウェブサイトにて結果が公表された。

受賞作品については、12 月 9 日 (木) ~11 日 (土) に東京ビッグサイトで行われる、エコプロダクツ 2010 会場にて展示、発表された。また、12 月 10 日 (金) には表彰式およびレセプションが開催された。

【参考】「eco japan cup 2010」ウェブサイト <http://www.eco-japan-cup.com/>

3. 寄稿 ～JRI' s EYE～

東京都による排出権(クレジット)制度の動向

日本総合研究所 主任研究員 三木 優

自治体による排出権取引制度の実施は、地域における省エネルギー・CO2 排出削減を目指したものである。そのため、調整手段としての排出権(クレジット)については、国際的に流通しており、日本でも電力会社等が購入している京都クレジットの利用を認めず、より地域に近い所での削減に基づく排出権あるいは自治体の政策に合致した排出権のみが利用できる制度設計となっている。

東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」では、以下の4種類の排出権が利用できる。

種類	概要
超過削減量	他の対象事業所が義務量を超えて削減した量
中小クレジット	都内の中小規模事業所が省エネ対策の実施により削減した量
都外クレジット	都外の事業所における削減量(一定の制限付き)
再エネクレジット	再生可能エネルギーの環境価値(グリーンエネルギー証書、RPS法における新エネルギー等電気相当量、生グリーン電力供給など)

超過削減量については、第二計画期間の削減率がかなり高くなるとの見通しであることと超過削減量の第二計画期間への持ち越しが可能であることから、仮に超過削減量が発生しても他社へ売却する可能性は低いと考えられる。このため、多くの事業者では、調整手段として再エネクレジットを想定しているが、独自の制度である中小クレジットは制度や支援措置が整いつつあり、効率良く排出権を作り出せる体制が構築できれば、新しい排出権の供給源になる。

中小クレジットは、「総量削減義務と排出量取引制度」の対象とならない事業所において、東京都が認定する削減対策を実施することで申請が可能になる。2010年8月23日には第一号案件として、照明器具を高効率なものに交換し、5年間で約22トンのCO2排出削減する案件が申請されている。一件あたりの削減量は小さいものの、本件では中小事業所の企業と高効率照明器具メーカーが「東京都中小クレジットの取引に関する協定書」を締結し、排出権の帰属を高効率照明器具メーカーとしている。今後、同様なスキームが横展開できれば、高効率照明器具を導入した中小事業所の削減量を効率良く中小クレジットにすることが可能になる。

中小クレジットの支援制度としては、制度に該当する設備を導入した場合、設備の取得価額(上限2千万円)の2分の1を導入した企業の取得事業年度の法人事業税の税額から減免する「中小企業向け省エネ促進税制」があり、中小企業にとっては場合によっては中小クレジットの売却収入よりも大きなインセンティブになる。

設備事業者・ESCO事業者・金融機関等がとりまとめを行うことで、中小クレジットもある程度のボリュームが期待できることから、本制度の活用も検討しては如何だろうか。

< Information >

「SMBC環境配慮評価融資／私募債」がエコプロダクツ大賞
(エコサービス部門) 環境大臣賞を受賞

弊行の「SMBC環境配慮評価融資／私募債」が、エコプロダクツ大賞推進協議会主催の「第7回エコプロダクツ大賞」において、「エコサービス部門 環境大臣賞 (エコプロダクツ大賞) *」を受賞いたしました。エコプロダクツ大賞の受賞は、都市銀行としては初めてです。

「エコプロダクツ大賞」は、環境配慮型製品のさらなる普及を図ることを目的に、環境負荷低減に配慮した優れた製品・サービスを表彰する制度で、財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省の後援を得て、平成16年から実施されています。

今回受賞いたしました「SMBC環境配慮評価融資／私募債」は、弊社と三井住友フィナンシャルグループのシンクタンクである株式会社日本総合研究所が作成した独自の評価基準に基づき、お客さまの環境配慮状況を評価し、評価結果に応じた条件の設定を行う資金調達です。融資の実行または私募債の発行後には環境配慮取組の評価結果を「簡易診断シート」のかたちでご提供させていただくことで、資金調達を通じて、お客さまの環境経営をご支援いたします。なお、本資金調達では、評価の客観性を確保するため、新日本有限責任監査法人の制度スキームレビューにより、制度スキームの改善に関する専門的な知見の提供を受けるとともに、有識者による「外部評価委員会」を開催し、制度スキームに関する評価、評価精度の向上に関する意見をいただいております。

「SMBC環境配慮評価融資／私募債」については、過去に本誌面でも紹介させていただきましたが、これまでに約90件(2010年12月時点)の実績をあげてまいりました。弊社では今後も「SMBC環境配慮評価融資／私募債」をはじめとした環境配慮型資金調達ソリューションの取り扱いを通じて、環境配慮を進める企業の取り組みを客観的に評価・診断することで、企業の環境配慮活動をご支援して参ります。

(了)

写真 エコサービス部門 環境大臣賞 (エコプロダクツ大賞) 授賞式の様子



*エコプロダクツ大賞は、「エコプロダクツ部門」と「エコサービス部門」で構成され、各部門において、最もすぐれたエコプロダクツには後援各省の大臣賞(大賞)が授与されます。
主催：エコプロダクツ大賞推進協議会
後援：財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
協力：エコデザイン学会連合

www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html

このニュースレターは具体的な商品を説明するものではないため詳細を記載していませんが、元本保証の無いリスク性商品の購入や、ご売却、保有にあたっては、手数料等をいただきます。

リスク性商品には、各種相場環境等の変動により、投資した資産の価値が投資元本を割り込むなどのリスクがあります。

リスク性商品を中途解約する場合は、ご購入時の条件が適用されず不利益となる場合があります。詳しくは、店頭の商品の説明書等を必ずご覧ください。